

事業系ごみ

事業系ごみとは、料理飲食店、旅館、商店、スーパー、工場、事務所、医院、役所、学校等の事業所から生じたごみを言い、自ら処理する義務があり、ごみ集積所には出すことができません。

注意事項

- ① 事業者が、クリーンセンターに直接搬入するか、ごみ収集許可業者に依頼する必要があります。
- ② お祭り、キャンプ、ビアガーデン等地区や団体イベントで生じたごみは、事業系ごみとなりますのでご注意ください。

事業系ごみ



お祭り、キャンプ、ビアガーデン等
地域や団体のイベント

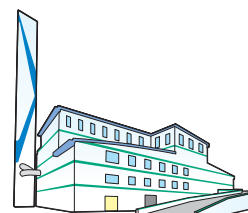


直接搬入



又は

収集許可業者へ依頼



寒河江地区
クリーンセンター

農業用ビニール類の処理

さくらんぼハウスやシートの廃ポリ・肥料袋等の農業ビニール類は産業廃棄物ですので、市町農業関係担当課又はJAさがえ西村山に問い合わせてください。

家庭菜園で使用した農業ビニール類は、一般廃棄物ですので、クリーンセンターで処理します。